



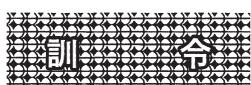
# 長野県報

10月31日(火)  
平成18年  
(2006年)  
号外

## 目次

### 訓令

職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正（人財活用チーム）	1
本庁の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程（行政システム改革チーム）	1
副知事の担任事務に関する規程の一部改正（行政システム改革チーム）	7
教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正（教育振興チーム）	8
長野県教育委員会公印規程の一部改正（教育振興チーム）	8
長野県教育委員会文書規程の一部改正（教育振興チーム）	9
兼務に関する規程の一部改正（教育振興チーム）	10
職に関する任免の一部改正（教育振興チーム）	12
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（教育振興チーム）	13



### 長野県訓令第15号

本 庁 内 部 部 局  
現 地 機 関  
労 動 委 員 会 事 務 局

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和26年長野県訓令第7号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第7条第1項中「経営戦略局人財活用チームリーダー」を「総務部人事課長」に、「人財活用チームリーダー」を「人事課長」に改め、同条第2項中「人財活用チームリーダー」を「人事課長」に改める。

第9条中「人財活用チームリーダー」を「人事課長」に改める。

人財活用チーム

### 長野県訓令第16号

本 庁 内 部 部 局  
現 地 機 関

本庁の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程を次のように定めます。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

本庁の内部部局及び会計局の係の名称及びその分掌事務に関する規程

1 長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号。以下「規則」という。）第4条の3の規定により置かれる係の名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

2 規則第53条第2項の規定により置かれる係の名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

### 附則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。

(別表第1)(第1項関係)

## 内部部局の名称及び分掌事務

部(局)名	課名	係の名称	分掌事務
総務部	秘書課	総務係	課内の庶務に関する事項及び規則第5条第2号の事項
		秘書係	規則第5条第1号の事項
	人事課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第5条の2第4号、第10号及び第11号の事項
		人事係	規則第5条の2第1号及び第3号の事項
		給与係	規則第5条の2第2号の事項及び第9号のうち特別職報酬等審議会の庶務に関する事項
	職員課	厚生係	課内の庶務に関する事項及び規則第6条第1号の事項
		年金係	規則第6条第2号のうち長期給付に関する決定及び支給に関する事項並びに第3号の事項
		共済係	規則第6条第2号(年金係に属する事項を除く。)の事項
		公務災害係	規則第6条第4号及び第5号の事項
	財政課	財政企画係	課内の庶務に関する事項並びに規則第7条第1号、第2号(他の係に属する事項を除く。)、第4号(財政調査係に属する事項を除く。)及び第5号の事項
		財政調査係	規則第7条第2号のうち社会部、衛生部、商工部及び企業局に関する事項、第3号のうち使用料及び手数料に関する事項並びに第4号のうち財政の調査に関する事項
		交付税係	規則第7条第2号のうち生活環境部、農政部、林務部及び土木部に関する事項並びに第3号のうち交付税及び譲与税に関する事項
		公債係	規則第7条第2号のうち企画局、住宅部、教育委員会及び公安委員会に関する事項並びに第3号(財政調査係及び交付税係に関する事項を除く。)の事項
	管財課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第8条第3号(庁舎管理係に属する事項を除く。)、第4号(庁舎管理係に属する事項を除く。)及び第5号から第7号までの事項
		財産係	規則第8条第1号(庁舎管理係及び用品係に属する事項を除く。)及び第2号の事項
		庁舎管理係	規則第8条第1号のうち共通使用に係る物品の管理に関する事項、第3号のうち県庁舎、妻科庁舎及び公舎の管理に関する事項、第4号のうち合同庁舎の管理に関する事項並びに第8号の事項
		用品係	規則第8条第1号のうち物品に関する事項(庁舎管理係に属する事項を除く。)及び第9号の事項
	税務課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに県税に関する事務のうち税制及び収入管理に関する事項
		直税係	県税に関する事務のうち直税に関する事項(自動車税及び自動車取得税に関する事項を除く。)
		自動車税係	県税に関する事務のうち自動車税及び自動車取得税に関する事項
		間税係	県税に関する事務のうち間税に関する事項
		税務電算係	県税に関する事務のうち電算システムに関する事項
	広報課	広報係	課内の庶務に関する事項並びに規則第10条第1号及び第3号の事項
		広聴係	規則第10条第2号の事項
	情報公開・法務課	情報公開・文書管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第11条第1項第1号から第6号まで及び第11号の事項
		法務係	規則第11条第1項第7号から第10号までの事項
	市町村課	行政係	課内の庶務に関する事項並びに規則第12条第1号(財政、税制及び地方公営企業に関する事項を除く。)、第4号及び第5号の事項並びに第6号のうち本人確認情報保護審議会の庶務に関する事項及び第7号の事項
		まちづくり支援係	規則第12条第2号の事項
		地域振興係	規則第12条第3号の事項
		財政係	規則第12条第1号のうち財政及び地方公営企業に関する事項
		税制係	規則第12条第1号のうち税制に関する事項及び第6号のうち固定資産評価審議会に関する事項
		選挙係	規則第12条第8号の事項
	総務事務課	支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第14条第1号から第5号までのうち照会に関する事項及び第7号の事項
		審査係	規則第14条第1号から第5号までの事項(支援係に属する事項を除く。)
		システム係	規則第14条第6号の事項

社会部	福祉政策課	総務係	規則第15条第1号(企画経理係に属する事項を除く。)の事項並びに第3号のうち福祉事務所に関する事項及び第4号の事項
		企画経理係	規則第15条第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項、第2号の事項並びに第3号のうち福祉大学校に関する事項
	地域福祉課	ふくしの郷づくり係	課内の庶務に関する事項並びに規則第15条の2第1号から第3号までの事項、第4号及び第5号の事項(保護恩給係に属する事項を除く。)並びに第6号、第17号及び第18号の事項
		保護恩給係	規則第15条の2第4号のうち授産に関する事項、第5号のうち生活保護及び授産に関する事項並びに第9号から第16号までの事項
		サービス向上係	規則第15条の2第7号及び第8号の事項
	長寿福祉課	いきいき長寿推進係	課内の庶務に関する事項並びに規則第16条第1号のうち高齢者の生きがいづくり及び在宅高齢者福祉に関する事項
		介護保険係	規則第16条第2号並びに第3号の事項のうち施策の企画及び市町村支援に関する事項並びに第5号の事項
		介護サービス係	規則第16条第3号(介護保険係及び長寿住まい・施設係に属する事項を除く。)及び第6号の事項
		長寿住まい・施設係	規則第16条第1号(いきいき長寿推進係に属する事項を除く。)の事項、第3号のうち施設に関する事項(介護保険施設の指定に関する事項を除く。)及び第4号の事項
	障害福祉課	事業管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第17条第1号から第3号までのうち障害者の社会参加に関する事項並びに第6号のうち障害者施策推進協議会の庶務に関する事項及び第7号の事項
		在宅支援係	規則第17条第1号から第3号まで(事業管理係及び施設支援係に属する事項を除く。)及び第5号の事項並びに第6号のうち障害者介護給付費等不服審査会の庶務に関する事項
		施設支援係	規則第17条第1号から第3号まで(社会福祉施設に関する事項に限る。)及び第4号の事項
	障害者自立支援課	自立支援係	課内の庶務に関する事項及び規則第17条の2の事項(就労支援係に属する事項を除く。)
		就労支援係	規則第17条の2のうち障害者の就労及び授産活動の活性化の支援に関する事項
	こども・家庭福祉課	こども・家庭支援係	規則第18条第1号、第3号(ひとり親支援係に属する事項を除く。)及び第4号の事項並びに第6号のうち社会福祉審議会の庶務に関する事項及び第7号の事項
		ひとり親支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第18条第2号の事項及び第3号のうち母子及び寡婦に関する事項
	労働福祉課	労働者支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第21条第1号及び第2号のうち労働関係法規の調査研究に関する事項並びに第3号、第4号、第7号及び第9号の事項
		調査情報係	規則第21条第1号及び第2号の事項(労働者支援係に属する事項を除く。)並びに第5号、第6号及び第8号の事項
衛生部	医療政策課	総務係	規則第24条第1号(企画経理係に属する事項を除く。)の事項並びに第15号のうち保健所に関する事項及び第16号の事項
		企画経理係	規則第24条第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項、並びに第2号及び第7号の事項並びに第8号のうち衛生教育に関する事項
		医療係	規則第24条第3号、第4号、第6号、第8号(企画経理係に属する事項を除く。)、第9号、第10号(新医療構想係に属する事項を除く。)及び第11号の事項並びに第14号のうち医療審議会に関する事項
		新医療構想係	規則第24条第10号(医療係に属する事項を除く。)の事項
		看護係	規則第24条第5号の事項、第14号のうち准看護師試験委員の庶務に関する事項及び第15号(総務係に属する事項を除く。)の事項
		医療福祉係	規則第24条第12号の事項
		国保支援係	規則第24条第13号(国保医療係に属する事項を除く)及び第14号(医療係及び看護係に属する事項を除く)の事項
		国保医療係	規則第24条第13号(国保支援係に属する事項を除く)の事項
	県立病院課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第24条の2第1号及び第3号の事項
		経営係	規則第24条の2第2号の事項

	健康づくり支援課	生活習慣病係	課内の庶務に関する事項並びに規則第25条第3号、第4号(健康増進係に属する事項を除く。)及び第9号の事項
		健康増進係	規則第25条第1号、第4号(健康教育及び健康相談に関する事項に限る。)、第7号及び第10号の事項
		母子保健係	規則第25条第6号の事項
		感染症難病係	規則第25条第2号、第8号、第11号及び第12号の事項
		精神保健係	規則第25条第5号、第13号及び第14号の事項
	食品・生活衛生課	生活衛生係	課内の庶務に関する事項並びに規則第26条第8号から第12号まで及び第14号の事項
		食品衛生係	規則第26条第1号及び第2号の事項
		乳肉・動物衛生係	規則第26条第3号から第7号まで、第13号及び第15号の事項
	薬事管理課	薬事温泉係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号(麻薬毒劇物係に属する事項を除く。)の事項
		麻薬毒劇物係	規則第27条第3号から第5号まで及び第9号の事項並びに第10号のうち麻薬中毒審査会の庶務に関する事項
生活環境部	環境政策課	総務係	規則第27条の3第1項第1号(企画経理係に属する事項を除く。)の事項並びに第10号のうち環境審議会(温泉審査部会を除く。)の庶務に関する事項並びに第11号及び第12号の事項
		企画経理係	規則第27条の3第1項第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項並びに第2号、第3号(環境審査係及び温暖化防止係に属する事項を除く。)及び第4号の事項並びに第10号のうち公害審査委員の庶務に関する事項
		環境審査係	規則第27条の3第1項第3号のうち環境審査に関する事項及び第10号のうち環境影響評価技術委員会の庶務に関する事項
		温暖化防止係	規則第27条の3第1項第3号のうちエコアクション21に関する事項並びに第5号及び第6号の事項
		大気保全係	規則第27条の3第1項第7号から第9号までの事項
	水環境課	水循環係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の4第1項第1号、第2号及び第6号の事項
		水質保全係	規則第27条の4第1項第3号及び第4号の事項
		水源水道係	規則第27条の4第1項第5号の事項
	生活排水対策課	業務管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の5第1項第1号の事項及び第2号から第7号までのうち工事事務に関する事項並びに第2号のうち維持管理の事務に関する事項並びに第8号及び第9号の事項
		生活排水係	規則第27条の5第1項第3号から第7号までの事項(業務管理係に属する事項を除く。)
		流域下水道係	規則第27条の5第1項第2号の事項(業務管理係に属する事項を除く。)
	自然保護課	自然保護係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の6第1項第1号、第2号及び第3号(自然公園係に属する事項を除く。)の事項
		自然公園係	規則第27条の6第1項第3号のうち施設整備に関する事項
	廃棄物対策課	廃棄物政策係	規則第27条の7第1項第1号及び第2号の事項
		廃棄物審査係	規則第27条の7第1項第3号の事項
		資源化推進係	課内の庶務に関する事項及び規則第27条の7第1項第4号の事項
	生活文化課	消費者係	課内の庶務に関する事項並びに規則第27条の9第1項第1号から第7号までの事項及び第12号のうち消費生活センターに関する事項
		芸術文化係	規則第27条の9第1項第8号の事項及び第12号のうち文化会館に関する事項
		交通安全対策係	規則第27条の9第1項第9号から第11号までの事項
商工部	産業政策課	総務係	規則第28条第1号及び第12号の事項
		企画・観光係	規則第28条第2号、第3号、第7号から第10号までの事項並びに第11号のうち中小企業振興審議会及び観光振興審議会の庶務に関する事項
		商業・団体係	規則第28条第4号から第6号までの事項並びに第11号のうち中小企業調停審議会の庶務に関する事項
	ビジネス誘発課	産業誘致係	課内の庶務に関する事項並びに規則第28条の2第1号及び第10号の事項
		経営支援係	規則第28条の2第2号から第4号までの事項
		金融支援係	規則第28条の2第5号から第9号までの事項
	ものづくり振興課	技術開発支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第29条第1号から第4号まで及び第10号の事項
		生活産業支援係	規則第29条第5号から第9号までの事項
	雇用・人材育成課	就業支援係	課内の庶務に関する事項並びに規則第30条第1号の事項及び第6号のうち若年者就業サポートセンターに関する事項
		産業人材育成係	規則第30条第2号から第5号までの事項並びに第6号のうち工科短期大学校及び技術専門校に関する事項

農政部	農業政策課	総務係	規則第31条第1号(経理係に属する事項を除く。)、第15号及び第16号の事項
		経理係	規則第31条第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項
		企画係	規則第31条第2号及び第8号の事項並びに第14号のうち食と農業農村振興審議会の庶務に関する事項
		マーケティング係	規則第31条第10号から第13号までの事項及び第14号のうち卸売市場審議会の庶務に関する事項
		農地調整係	第31条第3号及び第4号の事項
		農業団体・共済係	規則第31条第5号(農業協同組合、農業共済組合等の検査に関する事項を除く。)、第6号、第7号及び第9号の事項並びに第14号のうち農業共済保険審査会の庶務に関する事項
	農業技術課	管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第32条第10号のうち農業総合試験場、農事試験場、果樹試験場、野菜花き試験場、畜産試験場、中信農業試験場及び南信農業試験場に関する事項
		普及係	規則第32条第1号及び第2号の事項並びに第10号のうち農業大学校及び地域農業改良普及センターに関する事項
		農産振興係	規則第32条第4号及び第8号の事項
		環境農業係	規則第32条第3号、第5号から第7号まで及び第9号の事項並びに第10号のうち病害虫防除所に関する事項
	園芸特産課	花き係	課内の庶務に関する事項並びに規則第33条第1号のうち花きに関する事項及び第3号の事項
		果樹係	規則第33条第1号のうち果樹に関する事項
		野菜係	規則第33条第1号のうち野菜に関する事項
		特産係	規則第33条第1号のうち特用作物に関する事項並びに第2号及び第4号の事項
		水産係	規則第33条第5号から第7号までの事項
	畜産課	畜産經營係	課内の庶務に関する事項並びに規則第34条第2号、第4号及び第8号の事項
		畜産流通係	規則第34条第3号及び第7号の事項
		家畜改良係	規則第34条第1号の事項
		家畜衛生係	規則第34条第5号、第6号及び第9号の事項
	農地整備課	管理係	課内の庶務に関する事項並びに規則第35条第3号、第4号(土地改良施設維持管理適正化事業に関する事項に限る。)及び第5号の事項
		計画調査係	規則第35条第1号及び第2号(防災係に属する事項を除く。)の事項
		水利係	規則第35条第4号(管理係に属する事項を除く。)及び第6号の事項
		防災係	規則第35条第2号(農地防災事業及び地すべり対策事業に関する事項に限る。)及び第10号の事項
		基盤整備係	規則第35条第7号、第9号(農道係に関する事項を除く。)及び第12号の事項
		農道係	規則第35条第9号(農道整備事業に関する事項に限る。)の事項
		地域整備係	規則第35条第8号及び第13号の事項
	農村振興課	中山間地域係	課内の庶務に関する事項及び規則第36条第5号の事項
		担い手育成係	規則第36条第2号及び第3号の事項
		農業金融係	規則第36条第1号の事項
		農村環境係	規則第36条第4号の事項
		地域営農係	規則第36条第6号の事項
林務部	森林政策課	総務係	規則第39条第1号及び第7号の事項
		企画係	規則第39条第2号及び第3号の事項
		森林計画係	規則第39条第4号及び第6号の事項
	林業振興課	担い手育成係	課内の庶務に関する事項並びに規則第40条第1号から第5号までの事項及び第12号のうち林業大学校に関する事項
		林道係	規則第40条第6号の事項
		県営林係	規則第40条第7号及び第8号の事項
		経営普及係	規則第40条第9号から第11号までの事項及び第12号のうち林業総合センターに関する事項
	森林整備課	保安林係	課内の庶務に関する事項及び規則第41条第1号から第4号までの事項
		鳥獣保護係	規則第41条第5号及び第11号の事項
		治山係	規則第41条第6号の事項
		造林緑化係	規則第41条第7号から第10号までの事項
	信州の木活用課	生産振興係	課内の庶務に関する事項並びに規則第42条第1号及び第2号の事項
		利用推進係	規則第42条第3号の事項

土木部	土木政策課	総務係	規則第43条第1項第1号(経理係に属する事項を除く。)、第12号及び第13号の事項
		経理係	規則第43条第1項第1号のうち予算の編成及び執行に関する事項
		建設業係	規則第43条第1項第3号の事項及び第11号のうち建設工事紛争審査会の庶務に関する事項
		用地係	規則第43条第1項第4号及び第5号の事項
	都市計画課	都市公園係	課内の庶務に関する事項並びに規則第44条のうち工事事務に関する事項並びに第3号、第5号、第6号及び第8号の事項
		街路区画整理係	規則第44条第1号、第2号、第4号及び第7号の事項
	道路課	総務係	課内の庶務に関する事項及び規則第45条のうち工事事務に関する事項
		管理係	規則第45条第1号の事項
		維持舗装係	規則第45条第2号及び第3号の事項
		安全防災係	規則第45条第4号及び第5号の事項
		計画調整係	規則第45条第6号及び第10号の事項
		国道係	規則第45条第7号のうち国道に関する事項
		地方道係	規則第45条第7号(国道係に属する事項を除く。)及び第8号の事項
		市町村道係	規則第45条第9号の事項
		高速交通網整備推進係	規則第45条第11号の事項
	河川課	管理調整係	課内の庶務に関する事項並びに規則第47条のうち工事事務に関する事項並びに第1号(他の係に属する事項を除く。)、第2号、第3号及び第7号の事項
		計画調査係	規則第47条第1号のうち河川の調査計画に関する事項及び第6号の事項並びに第8号のうち実施調査に関する事項
		治水係	規則第47条第1号のうち改良工事に関する事項並びに第4号及び第9号の事項並びに第8号(計画調査係に属する事項を除く。)の事項
		災害係	規則第47条第1号のうち災害復旧工事に関する事項及び第5号の事項
	砂防課	総務係	課内の庶務に関する事項及び規則第48条のうち工事事務に関する事項
		調査管理係	規則第48条第1号(砂防係に属する事項を除く。)、第2号(地すべり係に属する事項を除く。)及び第3号の事項
		砂防係	規則第48条第1号のうち砂防工事に関する事項
		地すべり係	規則第48条第2号のうち地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事及びなだれ防止工事に関する事項
住宅部	建築管理課	総務係	規則第51条の2第1項第1号及び第17号の事項
		企画融資係	規則第51条の2第1項第2号、第3号及び第11号から第14号までの事項並びに第16号のうち住宅審議会の庶務に関する事項
		都市開発係	規則第51条の2第1項第5号から第7号までの事項並びに第16号のうち開発審査会の庶務に関する事項
		指導審査係	規則第51条の2第1項第4号及び第8号から第10号までの事項並びに第16号のうち建築審査会及び建築士審査会の庶務に関する事項
		構造計算係	規則第51条の2第1項第15号の事項
	住宅課	住宅建設係	規則第51条の3第1号の事項及び第2号のうち公営住宅の建替え、住戸改善、環境改善等の指導監督に関する事項並びに第3号の事項
		住宅管理係	規則第51条の3第4号の事項
		業務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の3のうち工事事務に関する事項及び第2号(住宅建設係に属する事項を除く。)の事項
	施設課	技術指導係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の4第1号及び第2号のうち工事事務に関する事項並びに第3号の事項
		施設係	規則第51条の4第1号及び第2号の事項(技術指導係及び設備係に属する事項を除く。)
		設備係	規則第51条の4第1号及び第2号のうち電気設備及び機械設備に関する事項
危機管理局	消防課	消防係	規則第51条の13第1号から第3号まで、第5号及び第6号の事項
		無線通信係	規則第51条の13第4号の事項
	危機管理防災課	危機管理防災係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の14第1号、第3号及び第4号の事項並びに第5号のうち防災会議の庶務に関する事項
		国民保護係	規則第51条の14第2号の事項及び第5号のうち国民保護協議会の庶務に関する事項

企画局	企画課	総務係	規則第51条の15第1号、第8号及び第9号の事項
		計画係	規則第51条の15第2号の事項
		調整係	規則第51条の15第3号からび第6号までの事項
		ブランド推進係	規則第51条の15第7号の事項
土地・景観課		土地利用計画係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の17第1号の事項及び第10号のうち総合計画審議会の庶務に関する事項
		景観係	規則第51条の17第8号及び第9号の事項並びに第10号のうち景観審議会の庶務に関する事項
		土地対策係	規則第51条の17第2号から第7号までの事項並びに第10号のうち土地利用審議会及び収用委員会の庶務に関する事項
交通政策課		交通企画係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の18第1号の事項並びに第4号うちバスの運行維持及び振興に関する事項
		新幹線・並行在来線係	規則第51条の18第2号、第3号及び第4号(交通企画係に属する事項を除く。)の事項
		空港活性化係	規則第51条の18第5号及び第6号の事項
人権・男女共同参画課		人権尊重推進係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の19第1号及び第2号の事項並びに第5号うち部落解放審議会の庶務に関する事項
		男女共同参画推進係	規則第51条の19第3号、第4号、第5号(人権尊重推進係に属する事項を除く。)及び第6号の事項
国際課		外事・パスポート係	課内の庶務に関する事項並びに規則第51条の20第3号及び第4号の事項
		国際交流推進係	規則第51条の20第1号の事項
		多文化共生推進係	規則第51条の20第2号の事項
情報政策課		情報企画係	課内の庶務に関する事項及び規則第51条の22第1号(地域情報化推進係、高速情報通信網係及び電子自治体推進係に属する事項を除く。)の事項
		地域情報化推進係	規則第51条の22第1号のうち地域間の情報通信格差の是正に関する事項
		高速情報通信網係	規則第51条の22第1号及び第2号のうち高速情報通信網の整備・運営に関する事項
		電子自治体推進係	規則第51条の22第1号のうち電子自治体の推進に関する事項
		インターネット・電算管理係	規則第51条の22第2号(高速情報通信網係に属する事項を除く。)の事項

(備考) この表に掲げる課においてそれぞれの課に属する事務で当該課内のいずれの係の所管にも属さない事項については、特に定めがあるものを除き、それぞれ庶務に関する事項を所管する係においてつかさどるものとする。

## (別表第2)(第2項関係)

## 会計局の係の名称及び分掌事務

課名	係の名称	分掌事務
会計課	総務係	規則第54条第1号から第3号まで及び第18号の事項
	出納決算係	規則第54条第4号から第14号までの事項

(備考) 会計局内のいずれの係の所管にも属さない事項については、特に定めがあるものを除き、総務係においてつかさどるものとする。

行政システム改革チーム

## 長野県訓令第17号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担任事務に関する規程(平成18年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県知事 村井 仁

第1条第1号のアを削り、同号のイを同号のアとし、同号のウを同号のイとし、同号のエを同号のウとし、同号のオを同号のエとし、同号のカを同号のオとし、同号のキを同号のカとし、同号のクを同号のキとし、同号のケを同号のクとし、同号のコを同号のケとする。

行政システム改革チーム

## 長野県教育委員会教育長訓令第2号

## 事務局

学校以外の教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 長野県教育委員会教育長

第4条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第2の1の(6)のアを削り、同(6)のイを同(6)のアとし、同(6)のウを削り、同(6)のエを同(6)のイとし、同(6)のオ及びカを削り、同(6)のキを同(6)のウとする。

別表第3の(4)中「チームリーダー」を「課長」に改める。

別表第4中「チームリーダー」を「課長」に改め、同表の(1)中「文化財・生涯学習チームリーダー」を「文化財・生涯学習課長」に改め、同表の(2)中「スポーツチームリーダー」を「スポーツ課長」に改め、同表の(3)中「自律教育チームリーダー」を「特別支援教育課長」に改める。

## 教育振興チーム

## 長野県教育委員会訓令第8号

## 事務局

教育機関

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

## 長野県教育委員会

第4条、第6条並びに第8条第2項及び第3項中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。

別表中 「

教育振興チームリーダー
高校教育チームリーダー

」 を 「

教育総務課長
高校教育課長

」 に、

長野県教育委員会委員長印	教育振興チームリーダー	方 27	長野県教育委員会長印
長野県教育委員会委員長職務代理人印	教育振興チームリーダー	方 30	長野県教育委員会委員長職務代理人印
長野県教育委員会教育長印	教育振興チームリーダー	方 24	長野県教育委員会教育長印
長野県教育委員会教育長印 (前歴証明専用)	義務教育チームリーダー	方 24	長野県教育委員会教育長印 前歴証明専用
長野県教育委員会教育長職務代理人印	教育振興チームリーダー	方 24	長野県教育委員会教育長職務代理人印
長野県教育委員会事務局教育次長印	教育振興チームリーダー	方 24	長野県教育委員会事務局教育次長印
長野県教育委員会事務局本庁のチーム印	長野県教育委員会事務局本庁のチームリーダー	方 36	長野県教育委員会事務局何々チーム印
長野県教育委員会事務局本庁のチームリーダー印	長野県教育委員会事務局本庁のチームリーダー	方 21	長野県教育委員会事務局何々チームリーダー印

を

長野県教育委員会委員長印	教育総務課長	方 27	長野県教育委員会委員長印
長野県教育委員会委員長職務代理人印	教育総務課長	方 30	長野県教育委員会委員長職務代理人印
長野県教育委員会教育長印	教育総務課長	方 24	長野県教育委員会教育長印
長野県教育委員会教育長印 (前歴証明専用)	義務教育課長	方 24	長野県教育委員会教育長印 前歴証明専用
長野県教育委員会教育長職務代理人印	教育総務課長	方 24	長野県教育委員会教育長職務代理人印
長野県教育委員会事務局教育次長印	教育総務課長	方 24	長野県教育委員会事務局教育次長印
長野県教育委員会事務局本庁の課印	長野県教育委員会事務局本庁の課長	方 36	長野県教育委員会事務局何々課印
長野県教育委員会事務局本庁の課長印	長野県教育委員会事務局本庁の課長	方 21	長野県教育委員会事務局何々課長印

に改める。

### 教育振興チーム

#### 長野県教育委員会訓令第9号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県教育委員会

第2条第3号中「チームリーダー」を「課長」に、「チームの長」を「課の長」に改め、同条第6号中「主管チーム」を「主管課」に、「主管するチーム」を「主管する課」に改め、同条第7号中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「主管チームの長」を「主管課の長」に改め、同条第8号中「主務チーム」を「主務課」に、

「主管するチーム（チーム制）」を「主管する課（課制）」に改める。  
 第3条（見出しを含む。）中「チームリーダー」を「課長」に改める。  
 第4条中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。  
 第5条（見出しを含む。）中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。  
 第6条第1項中「チーム」を「課」に改め、同条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改める。  
 第11条中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。  
 第13条第1項中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。  
 第18条第2項中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第3項及び第4項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。  
 第24条の2第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「教育総務チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。  
 第25条中「関係チームリーダー」を「関係課長」に改める。  
 第25条の2第2項中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。  
 第27条第1項中「○○チーム」を「○○課」に改める。  
 第33条の見出し及び同条第4項中「主管チーム又は主務チーム」を「主管課又は主務課」に改める。  
 第34条中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。  
 第39条第1項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「主務チームリーダー」を「主務課長」に改め、同条第2項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改め、同条第4項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に、「文化財・生涯学習チームリーダー」を「文化財・生涯学習課長」に改める。  
 第39条の2第1項第5号中「主管チームリーダー又は主務チームリーダー」を「主管課長又は主務課長」に改める。  
 第40条第1項中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改め、同項第1号中「チーム及びチームリーダー」を「課及び課長」に、「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同項第3号から第5号まで中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改め、同条第2項及び第3項中「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。  
 第41条第1項中「主管チーム」を「主管課」に改め、同条第2項中「チームリーダー」を「課長」に改め、同条第3項中「チームリーダーが」を「課長が」に、「教育振興チームリーダー」を「教育総務課長」に改める。  
 第41条の2及び第41条の3第1項中「主管チームリーダー」を「主管課長」に改める。  
 第42条第1項第1号、第4号及び第5号、第42条の3、第43条、第45条第3項並びに第46条中「主務チームリーダー」を「主務課長」に改める。  
 別表第1の1中「チーム」を「課」に改める。  
 「別表第2の1中 チームリーダー名 を 課長名 」に改める。

別表第3の1を次のように改める。

課の名称	記号
教育総務課	教総
義務教育課	教義
高校教育課	教高
特別支援教育課	教特
教学指導課	教指
文化財・生涯学習課	教文
保健厚生課	教保
スポーツ課	教ス
こども支援課	教こ
私学教育課	教私

様式第1号中「チーム（枚中の）」を「課（枚中の）」に改める。

「主管（務）  
チーム名」を「主管（務）  
課名」に改める。

「教育委員会  
教育長  
教育次長  
チームリーダー」を「教育委員会  
教育長  
教育次長  
課長」に改める。

「チームリーダー」を「課長」に改める。

「（何々）チーム  
印  
番」を

「（何々）課  
印  
番」に、

「教育次長  
（何々）チームリーダー」を

「教育次長  
（何々）課長」に改める。

様式第6号の起案用紙乙中「長野県教育委員会事務局　チームリーダー」を「長野県教育委員会事務局　課長」に改める。

様式第7号の許認可等文書処理カード甲中「チーム」を「課」に改める。

様式第9号中「長野県教育委員会事務局（何々）チームリーダー」を「長野県教育委員会事務局（何々）課長」に改める。

様式第10号中「チーム」を「課」に改める。

様式第13号中「部（局・所）　チーム」を「部（局・所）課」に改める。

「チーム」を「課」に改める。

様式第14号の2中「チーム（所）」を「課（所）」に改める。

様式第14号の3中「チーム（所）名」を「課（所）名」に改め、同様式の備考の3中「主管チーム又は主務チーム」を「主管課又は主務課」に改める。

様式第16号の特殊文書等収配カード（甲）及び特殊文書等収配カード（乙）中「チーム」を「課」に、

「教育委員会  
教育長  
教育次長  
チームリーダー」

同様式の特殊文書等収配カード中

「教育委員会  
教育長  
教育次長  
課長」

「教育委員会  
教育長  
教育次長  
課長」

「教育委員会  
教育長  
教育次長  
課長」

「教育委員会  
教育長  
教育次長  
課長」

「所長  
チームリーダー」

「所長  
チームリーダー」

「所長  
チームリーダー」

「所課長  
所課長  
所課長」

「所課長  
所課長  
所課長」

様式第17号中「チーム（所）」を「課（所）」に改める。

教育振興チーム

## 長野県教育委員会訓令第10号

事務局  
学校以外の教育機関

兼務に関する規程（昭和57年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県教育委員会

本則の1の表を次のように改める。

	左欄	中欄	右欄			
1	教育総務課課長補佐 同 総務係長	教育総務 課職員相 談員	—	松本教育事務所総務課長	教育総務 課職員相 談員	—
2	義務教育課課長補佐 高校教育課課長補佐 特別支援教育課業務係長 教学指導課課長補佐 文化財・生涯学習課課長補佐 保健厚生課総務係長 スポーツ課管理係長 こども支援課課長補佐	教育総務 課職員相 談員	—	松本教育事務所学校教育課長 松本教育事務所学校教育課主幹指導主事	—	義務教育 課
3	特別支援教育課教育幹	—	義務教育 課	長野教育事務所総務課長	教育総務 課職員相 談員	—
4	佐久教育事務所総務課長	教育総務 課職員相 談員	—	長野教育事務所学校教育課長 長野教育事務所学校教育課主幹指導主事	—	義務教育 課
	佐久教育事務所教育課長	—	義務教育 課 望月少年 自然の家	長野教育事務所生涯学習課長 長野教育事務所生涯学習課指導主事	—	須坂青年 の家
	佐久教育事務所教育課主幹指導主事	—	義務教育 課	5 松川青年の家次長	専門主事	伊那教育 事務所
	上田教育事務所総務課長	教育総務 課職員相 談員	—	須坂青年の家次長	専門主事	長野教育 事務所
	上田教育事務所学校教育課長 上田教育事務所学校教育課主幹指導主事	—	義務教育 課	望月少年自然の家次長	専門主事	佐久教育 事務所
	伊那教育事務所総務課長	教育総務 課職員相 談員	—	同 専門主事	専門主事	同 飯田教育 事務所
	伊那教育事務所学校教育課長 伊那教育事務所学校教育課主幹指導主事	—	義務教育 課	阿南少年自然の家次長	専門主事	同 同
	伊那教育事務所生涯学習課長	—	松川青年 の家 阿南少年 自然の家	同 専門主事	専門主事	飯田教育 事務所
	伊那教育事務所生涯学習課指導主事	—	松川青年 の家			同
	飯田教育事務所総務課長	教育総務 課職員相 談員	—			
	飯田教育事務所教育課長	—	義務教育 課 松川青年 の家 阿南少年 自然の家			
	飯田教育事務所教育課主幹指導主事	—	義務教育 課			
	飯田教育事務所教育課指導主事	—	松川青年 の家			

(備考) 1 1 の項及び 2 の項の左欄の課長補佐は、所属長が指定した者に限る。

2 4 の項の左欄の佐久教育事務所教育課指導主事及び飯田教育事務所教育課指導主事は、生涯学習の振興、社会教育及び社会体育に関する事務を行う者とする。

本則の 2 中「チームに」を「課に」に改め、同 2 の表を次のように改める。

左欄	中欄	右欄
教育総務課	係長 企画員 主査 主任 主事	私学教育課
義務教育課	係長 企画員 主査 主任 主事	特別支援教育 課
高校教育課	係長 企画員 主査 主任 主事 技師	
特別支援教育 課	主任指導主事 指導主事 係 長 企画員 主査 主任 主 事	教学指導課
保健厚生課	指導主事	
スポーツ課	主任指導主事 指導主事	

- (備考) 1 教育総務課は、課の庶務を行う者とする。  
 2 義務教育課は、盲学校、ろう学校及び養護学校の教職員の給与に関する事務を行う者とする。  
 3 高校教育課は、高等学校の施設及び設備の整備に関する事務を行う者とする。  
 4 特別支援教育課は、自律教育に関する教育課程、學習指導、生徒指導その他専門的事項に関する事務を行う者とする。  
 5 保健厚生課は、学校保健に関する事務を行う者とする。  
 6 スポーツ課は、学校体育に関する事務を行う者とする。

本則の3中「のチーム」を「の課」に改め、同3の表中

「	教育チーム	」	「	教育課	」
	学校教育チーム			学校教育課	
	学校教育チーム			学校教育課	
	教育チーム			教育課	

を

に改め、同表の備考

の1中「佐久教育事務所教育チーム」を「佐久教育事務所教育課」に、「上田教育事務所学校教育チーム」を「上田教育事務所学校教育課」に、「伊那教育事務所学校教育チーム」を「伊那教育事務所学校教育課」に、「飯田教育事務所教育チーム」を「飯田教育事務所教育課」に改める。

教育振興チーム

#### 長野県教育委員会訓令第11号

事務局

学校以外の教育機関

職に関する任免（昭和59年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県教育委員会

本則中「チーム」を「課」に改める。

教育振興チーム

## 長野県教育委員会訓令第12号

事務局  
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程を次のように定め、平成18年11月1日から施行します。

平成18年10月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第3条の規定により置かれる係の名称及び分掌事務は、別表のとおりとする。

(別表)

課名	係の名称	分掌事務
教育総務課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第4条第1号、第2号、第6号から第13号まで、第15号及び第17号から第19号までの事項
	経理係	規則第4条第3号の事項
	企画統計係	規則第4条第4号、第5号、第14号及び第16号の事項
義務教育課	総務助成係	課内の庶務に関する事項及び規則第5条第6号の事項
	教職員係	規則第5条第3号のうち事務職員等に関する事項並びに第4号及び第5号の事項
	管理係	規則第5条第1号、第2号及び第3号（教職員係に属するものを除く。）の事項
高校教育課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第6条第6号、第9号及び第11号の事項
	教職員係	規則第6条第2号のうち事務職員等に関する事項並びに第3号、第4号、第7号及び第8号の事項
	管理係	規則第6条第1号（高校改革推進係、施設係に属するものを除く。）、第2号（教職員係に属するものを除く。）及び第5号の事項
	高校改革推進係	規則第6条第1号のうち高校改革に関する事項
	施設係	規則第6条第1号のうち財産に関する事項及び第10号の事項
特別支援教育課	業務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第6条の2第2号のうち財産に関する事項並びに第3号のうち事務職員等に関する事項並びに第4号及び第7号の事項
	指導係	規則第6条の2第1号、第2号（業務係に属するものを除く。）、第3号（業務係に属するものを除く。）、第5号及び第6号の事項
教学指導課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第7条第4号のうち単位証明に関する事項並びに第5号及び第6号の事項
	学校教育連携係	規則第7条第1号のうち学習指導に関する事項（義務教育指導係、高校教育指導係に属するものを除く。）及び第3号（生徒指導係に属するものを除く。）の事項
	義務教育指導係	規則第7条第1号及び第2号の事項並びに第4号のうち義務教育に関する事項（総務係、学校教育連携係及び生徒指導係に属するものを除く。）
	高校教育指導係	規則第7条第1号及び第2号の事項並びに第4号のうち高校教育に関する事項（総務係、学校教育連携係及び生徒指導係に属するものを除く。）
	生徒指導係	規則第7条第1号の事項及び第3号のうち生徒指導に関する事項

文化財・生涯学習課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第8条第11号及び第12号の事項並びに第13号のうち県立歴史館に関する事項
	生涯学習振興係	規則第8条第1号、第2号、第5号、第13号（総務係に属するものを除く。）及び第14号（社会・人権教育係及び文化財保護係に属するものを除く。）の事項
	社会・人権教育係	規則第8条第3号（青少年健全育成係に属するものを除く。）、第4号（文化財保護係に属するものを除く。）及び第6号から第8号までの事項並びに第14号のうち社会教育委員の庶務に関する事項
	青少年健全育成係	規則第8条第3号のうち青少年教育に関する事項
	文化財保護係	規則第8条第4号のうち博物館に関する事項、第9号（埋蔵文化財係に属するものを除く。）及び第10号の事項並びに第14号のうち文化財保護審議会の庶務に関する事項
	埋蔵文化財係	規則第8条第9号のうち埋蔵文化財に関する事項
保健厚生課	総務係	課内の庶務に関する事項並びに規則第10条第6号のうち財務に関する事項及び第7号の事項
	保健・安全係	規則第10条第1号、第3号及び第4号の事項
	学校給食係	規則第10条第2号の事項
	福利係	規則第10条第5号及び第6号（総務係に属するものを除く。）の事項
スポーツ課	管理係	課内の庶務に関する事項及び規則第11条第4号から第6号までの事項
	学校体育係	規則第11条第1号の事項
	体育スポーツ振興係	規則第11条第2号及び第3号（国体係に属するものを除く。）の事項
	国体係	規則第11条第3号のうち国体開催に関する事項
こども支援課	幼児教育係	課内の庶務に関する事項及び規則第12条第1号のうち幼児教育の企画、研修に関する事項
	保育係	規則第12条第1号（幼児教育係に属するものを除く。）の事項
	地域子育て支援係	規則第12条第3号の事項
	こどもの権利支援係	規則第12条第2号の事項

教育振興チーム